

8月から介護保険サービスの利用者負担割合が変わります

現在、介護保険サービスの利用者負担割合は1割または2割負担ですが、介護保険制度の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担割合が見直され、より所得の高い65歳以上の人は、負担割合が3割に変更されます。

なお、要介護・要支援認定をお持ちの人および総合事業対象者には7月中旬に新しい負担割合証を送付しますので、8月からの負担割合についてはそちらをご確認ください。

・3割負担になる人：市民税課税者で本人の合計所得金額(※1)が、220万円以上かつ同一世帯の65歳以上(本人含む)の年金収入とその他の合計所得金額(※2)が、1人の場合は340万円以上、2人以上の場合は463万円以上の人

・2割負担になる人：市民税課税者で本人の合計所得金額(※1)が、160万円以上220万円未満かつ同一世帯の65歳以上(本人含む)の年金収入とその他の合計所得金額(※2)が、1人の場合は280万円以上340万円未満、2人以上の場合は346万円以上463万円未満の人

・1割負担の人：それ以外の人

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額。土地売却などに係る特別控除がある場合は、特別控除額を控除した金額。

※2 合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額。

問介護保険課

☎(582)1127 ☎(581)0203

70～74歳の国民健康保険に加入中の皆さまへ

問国保年金課 ☎(582)1120 ☎(582)1138

・高齢受給者証を送付します

医療機関受診時の自己負担割合を前年中所得により見直し、新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。新しい高齢受給者証の有効期間は、8月1日(水)～平成31年7月31日(水)です(期間の途中で75歳になる人は誕生日の前日)。現在ご使用中の高齢受給者証は、7月31日(火)で有効期間が満了するため、8月から医療機関で受診する際は、新しい高齢受給者証と現在お持ちの被保険者証をあわせて提示してください。

・高額療養費制度が改正されます

高額療養費とは、ひと月の間に支払われた医療費(保険適用分)が規定の限度額を超えた場合、申請により、その超えた分を支給する制度です。8月1日(水)から、70～74歳の人の高額療養費制度が次のように改正されます。

改正前

所得区分	外来(個人)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	5万7,600円	8万100円+※1 <4万4,400円>
一般	1万4,000円 〔年間(8月～翌7月)の上限14万4,000円〕	5万7,600円 <4万4,400円>
低所得者	8,000円	II 2万4,600円
		I 1万5,000円

改正後(8月から)

所得区分		外来(個人)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	III(課税所得690万円以上)	25万2,600円+※3 <14万100円>	
	II(課税所得380万円以上)	16万7,400円+※2 <9万3,000円>	
	I(課税所得145万円以上)	8万100円+※1 <4万4,400円>	
一般(課税所得145万円未満)		1万8,000円 〔年間(8月～翌7月)の上限14万4,000円〕	5万7,600円 <4万4,400円>
低所得者	II	8,000円	2万4,600円
低所得者	I		1万5,000円

< >内は年4回以上利用する多数回該当時の4回目以降の負担額です。

※1 医療費が26万7,000円を超えた場合は(医療費-26万7,000円)×1%を加算します。

※2 医療費が55万8,000円を超えた場合は(医療費-55万8,000円)×1%を加算します。

※3 医療費が84万2,000円を超えた場合は(医療費-84万2,000円)×1%を加算します。